

福祉保健生活環境委員会 資料

〈付託案件の審査〉

- ・ 第64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 第72号議案 大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について・・・・・・・・ 4
- ・ 第73号議案 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について・・ 5

〈県内所管事務調査のまとめ〉

- ・ 社会的養護に関する支援体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

令和8年6月22日
福祉保健部

令和8年度 大分県一般会計補正予算(第1号)【福祉保健部関係】

1 補正予算額

(単位：千円)

区 分		令和8年度 予 算 額	左 の 財 源 内 訳									
			分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	国庫支出金	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債	一般財源
既 決 予 算	福祉保健部	115,976,516	16,182	72,369	10,903,968	37,839	9,611	5,252,836		271,186	68,000	99,344,525
	県 計	730,058,000	3,769,326	5,323,975	107,493,849	1,339,362	183,029	18,276,775		64,724,607	59,893,000	469,054,077
第1号補正 予 算	福祉保健部	1,493,916			1,493,916							
	県 計	7,596,964			4,078,711			518,253		3,000,000		
計	福祉保健部	117,470,432	16,182	72,369	12,397,884	37,839	9,611	5,252,836		271,186	68,000	99,344,525
	県 計	737,654,964	3,769,326	5,323,975	111,572,560	1,339,362	183,029	18,795,028		67,724,607	59,893,000	469,054,077

2 補正事業の内容

所 属 名	事業名	既決予算額	補正予算額 (案)	計	補 正 内 容 等	予算説明書 該当ページ
福祉保健企画課	社会福祉施設等省エネルギー化緊急支援事業費	0 (0)	1,493,916 (0)	1,493,916 (0)	エネルギー価格高騰下においても、安定的にサービスを提供できる体制を構築するため、社会福祉施設等が行う省エネルギー設備の導入を支援する。 〔対象施設〕 幼児教育・保育施設、高齢者施設、障害福祉施設、医療機関、私立学校等 〔対象設備〕 LED照明、空調、給湯器 〔補助率〕 通常枠 3／4 賃上げ枠 4／5 〔限度額〕 通常枠 90万円～240万円 賃上げ枠 100万円～260万円	令和8年度 補正予算に 関する説明書 10ページ

1 条例の概要

本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下、「政令」という。）の規定に基づき、市町村が行った介護給付費などに関する決定（処分）に対して不服がある場合に、その処分が適切であったかを審理し、最終的な判断を下すために意見を聞く附属機関として設置される「障害者介護給付費等不服審査会」について、必要な事項を定めたもの。

- ・ 審査請求の対象となる処分
 - ① 障害支援区分に関する処分 ② 支給決定に係る処分 ③ 利用者負担額に係る処分
- ・ 障害者介護給付費等不服審査会の委員 5 名 学識経験者、弁護士、身体障がい関係者、知的障がい関係者、精神障がい関係者から各 1 名

2 法改正の内容(本条例関係部分)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令について、厚生労働省の「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース」の利用に関して定める改正が行われたこと等により、条文のずれが発生した。

※匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース：給付費明細書等の電子化情報を匿名化した上で、厚生労働省が管理するサーバー内へ集約しているシステム。

本改正によりデータベース内の障害福祉サービスの利用実態、障害福祉サービスと利用者の状態像等との関係や実態などの情報を、分析や研究を目的とする第三者が閲覧可能となる。

改正後	改正前
第58条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。	第48条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。
第3項 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。	第3項 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

3 条例改正の内容

本条例第2条第2項において引用する法第48条第3項の条ずれを改正するもの

改正後	改正前
第2条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第58条第3項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。	第2条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第48条第3項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

4 施行日

公布日とする。

1 改正条例

令和8年12月25日に施行される「こども性暴力防止法」において、保育所や認定こども園、児童養護施設、障害児施設等で働く従事者の性犯罪歴の確認を義務付けられたため、以下①～⑤の条例において改正を行う（下記（1））。

あわせて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（R8.4.1施行）「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（R8.4.1施行）等の一部改正により①～③の条例において諸般の改正を行う（下記（2）、（3））。

- ①大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例
- ②大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 主な改正内容

（1）施設における職員の犯罪事実確認義務の追加【該当：全て】

「こども性暴力防止法」(正式名称:学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)に規定する児童対象性暴力等を防止し、及びそれが行われた場合に児童等を適切に保護するため、義務対象施設において、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加。

【こども性暴力防止法の対象】

対象施設	・ 学校（幼小中高特支、高専、 高等専修学校） ・ 認可保育所、認定こども園 ・ 児童養護施設 ・ 障害児施設など
対象業務従事者	・ 教員、部活動指導員 ・ 保育士 ・ 児童指導員 ・ 児童発達支援管理責任者など

【犯罪事実確認義務とは】
対象施設はこどもと接する業務の従事者の雇い入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要

（2）満3歳児に係る職員配置基準の経過措置の見直し【該当①～③】

満3歳児の職員配置基準(1名あたり概ね15名)において、「当面の間」としている経過措置期間を「R10.3.31まで」とする。

（3）認定こども園における学級編制基準の改正【該当①、②】

認定こども園の学級編制の基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。

※ その他、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を1人に限り、職員配置基準の員数に参入できることとする「保育士みなし特例」の追加（該当①～③）及び幼保連携型認定こども園における「主務保育教諭」の追加（該当②）を行う。

3 施行日

改正内容(1)は、令和8年12月25日。(2)、(3)については 公布の日。